参考例12（要領第8の5（４））

平成30年9月15日

株式会社ハローワーク

名古屋中工場長　○　○　○　○　様

過半数労働者代表

□　□　□　□

意　　　 見 　　　書

　平成30年7月1日付け、「派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書」により求められた意見については、以下のとおりです。

☑　派遣可能期間の延長については異議がありません。

□　派遣可能期間の延長については異議があります。

理由

 (注）派遣先は、意見を聴いた過半数労働組合等が異議を述べたときは、延長しようとする派遣可能期間の終了日までに、次の事項について説明しなければなりません。

・ 派遣可能期間の延長の理由及び延長の期間

・ 異議への対応方針

また、派遣先は十分その意見を尊重するよう努めなければなりません。

当該意見への対応方針等を説明するに当たっては、当該意見を勘案して労働者派遣の役務の提供の受入れについて再検討を加えること等により、過半数労働組合等の意見を十分に尊重するよう努めなければなりません。

なお、派遣先は、説明した日及び内容を書面に記載し、延長しようとする派遣可能期間の終了後３年間保存し、また事業所の労働者に周知しなければなりません。

(注）派遣可能期間を延長した場合、参考例13にて延長後の抵触日を派遣元に通知する必要があります。

H2803